

取手市監査基準に基づき、費用対効果を意識した効率的かつ効果的な行財政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行が法令等に従って適正に執行されているかを主眼とした監査を実施する。

行政組織の事務事業及び施策について、経済性・効率性・有効性の観点から監査を実施するとともに、その結果を公表し透明性の高い行政運営を確保する。

① 総合計画基本構想	・自主・自律、未来をひらくまちづくり
② とりで未来創造プラン2024	
③ 個別計画	・取手市監査実施計画

	重点施策	重点事業
I		

[illegible]

重点事業②	決算審査					総合計画 重点施策		-				
取組の内容	一般会計、特別会計の決算書の計数が正確であるか、予算の執行が適正かつ効果的に行われているかなどを、定期監査、例月現金出納検査等を踏まえて審査する。また、必要に応じて保有している土地の現地調査等も実施する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
関係各課への実施通知 (現地調査の通知含む)			↔									
準備調査の実施				↔								
決算審査の実施					↔							
現地調査の実施					↔							
決算審査意見書の市長への提出					↔							

重点事業③	財政援助団体等に対する監査					総合計画 重点施策		-				
取組の内容	出資等の目的に沿って事業を適正かつ効率的に執行しているか、関係法令等に準拠した適切な会計処理がなされているかなどについて監査を実施する。											
取組とスケジュール	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
関係団体及び関係各課への実施 通知の送付	↔											
準備調査の実施		↔										
財政援助団体等の監査の実施			↔									
財政援助団体等結果報告書の市 長等への通知					↔							